

3-5 屋外広告物設置規制条例等で検討すべき事項

広告物条例においても、夜間の照明時（発光時）の規定を設けるようにする。盛り込むべき事項として考えられることは、以下のようなものがある。

屋外広告物設置規制条例等での屋外照明に関する記述例

広告物の大きさ

- ・夜間における広告物は照明（発光）するものが多く、昼間より都市空間の中で目立つ存在となる。夜間における風景も考慮して、広告物の大きさを規定する。（広告物は夜間のほうが大きく見える）

広告物の色

- ・広告面積に対し、特定の色割合などを規制する。

光源の種類（色、ランプの種類）

- ・ネオンサインを用いない。特定色のネオンサインを用いない。
- ・赤色などの派手な色を用いない。
- ・白色のみとする。 など

光源の発光方式

- ・点滅する光源を用いない。
- ・光を移動させない。

障害光の低減

- ・周辺環境への障害を引き起こさないものとする。
- ・上空への光の漏洩を少なくしたものとする。

上方向へのサーチライトの投光等についての規制